

可視化の現在 立会いの未来

「先生、準立会って何ですか?」「取調べはもう結構です。」

～初めての国選弁護事件での挑戦～

取調べの可視化・弁護人立会大阪本部
報告者(執筆者) 会員 三橋和史

今月号は、75期当会会員の三橋和史弁護士による準立会に関する事例報告を紹介する。

1 ● はじめに

当職は2022年(令和4年)12月に登録した75期の弁護士で、2023年(令和5年)7月に担当した本件が初めての国選弁護事件であった。

大阪弁護士会館の前には「立会いなくして取調べなし～取調べへの弁護人立会い実現を～」と記載された垂れ幕が掲げられており、大阪での司法修習に取り組んでいた時期からずっとそれを目にしていたため、取調べに際しては立会いや準立会いを求めることは当然のことと認識していた。また、同年8月にはアメリカ合衆国の政治や法制度を現地で学ぶ機会があり、それに向けて学習を進めていた時期でもあったため、弁護人立会権が保障されている諸外国の運用についても一定程度理解していたこともあり、立会いを求めることに心理的な抵抗はなかった。

なお、準立会いにおける被疑者への助言の機会を弁護人による接見と位置付けるかどうかという論点もあるが、ここでは実際に行ったやり取りに沿って「接見」と表現することとする。

2 ● 準立会いの経緯

(1) 準抗告認容による被疑者の釈放

本件は窃盗被疑事件で、同年7月12日に当番弁護士として接見した後、同月14日に勾留決定があり、国選弁護人に選任された。同日夕刻に被疑者からの誓約書や親族による身元引受書を添付して勾留決定に対する準抗告を申し立てたところ、深夜近くになって認容された。生活苦による窃盗で被疑者の所持金も僅かであり、釈放時刻は勾留場所から被疑者の自宅までの最終電車の発車時刻を既に経過していたことから、当職が

自動車で被疑者を迎えに行き、自宅まで送り届けた。

(2) 準立会いの当日

当職による準立会いが実現した取調べは、釈放後に所轄の西成警察署から初めて出頭要請があった同月18日に実施され、事前の説明では押収物の還付をするだけであるとのことであったが、不意打ち的な取調べが実施される可能性を否定することができなかったため、出頭の際に当職が念のため同行した。

あらかじめ指定された午前9時に出頭すると、懸念したとおり同署刑事課の警察官が取調べを実施する旨を伝えてきたが、当職から同警察官に対し「本日の出頭要請は押収品の還付を目的とするものという説明を受けていたのであり、取調べをするとの説明は受けていない。しかし、取調べをするのであれば協力してもよい。ただし、あくまで任意で応じ、被疑者が帰らなくなったらいつでも帰ることとする。また、取調べを実施するのであれば、当職が取調室内で立ち会うこととする。」旨を伝達した。同警察官は、戸惑った様子で「弁護士の先生が取調べに立ち会うのですか。上に相談してきます。」と言って執務室へ戻った。

5分ほどしてから同警察官が再び来て「取調べに弁護士の先生が立ち会うなんて聞いたことがありません。」などと述べて拒否する態度を示してきたので、当職から「取調べへの弁護士の立会いを西成警察署として拒否するということよろしいのですか。」と質問すると、同警察官は「もう一度、上に相談してきます。」と言って執務室へ戻った。

さらに5分ほどしてから同警察官及びその先輩に当たるとされる警察官が来て「取調べに弁護士の先生が立ち会うなんて聞いたことがありません。認められません。」などと述べて拒否する意思を明示してきたので、当職から「立会いを拒否するということが本当

によろしいのですか。あなた方にその決定権があるのですか。」と質問すると、同警察官らは「上に相談してみないと分からないので、少し待っていてください。」と言って執務室へ戻った。

10分ほどしてから同警察官らとその上司である警察官が来て「取調べへの弁護士の先生の立会いは認められません。私たちが検察官の指示で取調べをしなければならないからやっているの、先生も理解してください。」などと述べて再び拒否する意思を明示してきた。当職は、その場で担当の検察官に架電し、「本日の西成警察署における取調べは検察官の具体的な指揮に基づくものですか。」と確認すると、検察官は「西成警察署における本日の取調べの状況は承知していない。」と返答した。検察官との通話を終え、当職から、当該通話をスピーカーで聞かせていた同警察官らに対し、「検察官も本日の取調べを承知しているわけではないので、まして取調べへの立会いを認めないこととする指揮などしているわけではないことは明らかである。立ち会うから早く準備してもらいたい。」と言うと、上司である警察官は自信なげに「取調べに立ち会ってもらうわけにはいきません。私も今までそのような経験は全くないので。」と言ってきた。

そのため、当職から同警察官らに対し「そういうことであれば、あくまで私は取調室内での立会いを求めたが、それを拒否されるということで理解し、その旨を記録して弁護士会にも報告する。しかし、少なくとも準立会いはさせてもらう。」旨を伝達した。同警察官らが「先生、準立会って何ですか。」と質問してきたので、当職が「ご存知ないのですか。私が取調室の入口で待機するので、少なくとも15分ごとに被疑者と接見し、その他にも私や被疑者が求めれば直ちに接見することとするということです。」と応じると、同警察官らは「そんなことは聞いたことがありません。15分ごとに被疑者と接見するなんてことになったら、その都度被疑者の持ち物検査などをしなければいけませんから、準立会いというものも認められません。」などと述べて拒否する意思を明示してきたので、当職から「持ち物検査はしてもらっても差支えないし、持ち物検査を繰り返すのが面倒であるというのであれば接見の際に10メートルほど離れた地点からであれば警察官が見ておいてもらっても差支えありません。もしかして、その他に弁護人が準立会いをして不都合なことがある取調べが行われるのですか。」

と述べると、上司である警察官は「そんなことはありません。ただ、もう一度、上に相談してきます。」と言って執務室へ戻った。

5分ほどしてから上司である警察官らが来て「正直なところ、準立会いなんていうのも西成署では初めてです。15分ごとに被疑者と接見するというのは、普通のことなのではないでしょうか。」と質問してきたので、当職が「もちろんそうです。ご存知ないのですか。」と応じたところ、上司である警察官は「もう少しお待ちください。」と言って執務室へ戻った。

10分ほどしてから上司である警察官が来て「今から準備します。ただ取調室の入口にお待ちいただくスペースがないので、15分ごとに被疑者をこちらに連れてくるということでもよろしいでしょうか。」と確認してきたので、当職は取調室の位置を確認した上で、「それでも構いません。」と返答した。

その後、しばらくしてから取調べが開始され、12ないし15分間隔で取調室から被疑者を出し、当職との接見が繰り返されることとなった。

取調べが開始された後の最初の接見の際に、被疑者から当職に対し「取調官が苛立った様子で15分おきに取調室から出られたら取調べにならないなどと言ってきた。」旨を伝達してきたので、直ちに当職から上司である警察官に「準立会いを理由に被疑者を威圧するような言動は許されません。立会いや準立会いは弁護士会の方針として取り組んでいる。苦情を言いたいのなら、被疑者ではなく弁護士会に伝えてもらいたい。直ちに取調官に改善を指示してもらいたい。」旨を述べて抗議すると、上司である警察官は「取調官に改善するよう今すぐ指導する。」と応じた。

そして、取調べの終盤の段階で、上司である警察官が来て、「間もなく取調べが終了します。ただ、もうすぐまた15分が経過するのですが、継続してもよろしいですか。」と確認してきたので、「15分が経過する前に接見します。また、署名押印の直前にも供述録取書を私が確認します。それを認めないというなら署名押印の直前に必ず接見します。」と応じると、上司である警察官らは接見することに応じた。当職は、被疑者から取調官が読み上げた内容を聴き取ったところ、不正確な点があったためその点を修正するように被疑者に助言するとともに、上司である警察官にもその旨を直接伝達した。当職が助言したとおり、被疑者は供述録取書の内容が修正された後に署名押印に応じた。

本件では余罪取調べの可能性があったのであるが、準立会いによる接見を繰り返す中で、当職から被疑者に本件に関連のない事項についての黙秘方針を繰り返し助言するとともに、取調官に対しても「本件に関連のない事項には全て黙秘するように伝えているし、被疑者もその意思が固い。仮に本件に関連のない供述をしたとしても任意によるものではない。」と直接伝達したところ、余罪に関する言及は一切行われなくなった。

取調べ終了後、当職から取調官に対し「今後も取調べには立ち会う。」旨を伝達すると、取調官は疲れた様子で「取調べはもう結構です。」と答えた。

3 ● 期待できる効果

被疑者は「先生が取調官の前で黙秘するように伝えてくれたから、私も黙秘しやすかった。」と感想を述べていた。今後の事件においてもそのような効果を期待することができると思われる。

準立会いであっても、実際には、事実上、弁護人が取調官と会話する機会が取調べの合間に繰り返し挟まれることになったため、取調官にも直接に弁護人の意見等を述べることができる利点が大きいと思われる。

また、同年9月に担当した2件目の国選弁護事件に

おいても、捜査機関に対し、弁護人として取調べへの立会いを求め、仮に立会いを認めないのであれば被疑者は完全に黙秘する方針であると伝えると、実質的な取調べが見送られたということもあった。この点については、弁護人立会権が保障されているものの、実際に立会いを求めると取調べの実施自体が見送られるというアメリカ合衆国の運用に近い事例であったと考えており、先に取り組んだ現地での学習の成果でもあった。

4 ● 終わりに

初めての国選弁護事件で経験が浅かったからこそ、取調べに際しては立会いや準立会いを求めることが当然のことと認識していた面もあり、真偽はともかく、警察官らが準立会いは初めてだと言っていたことは意外だった。

虚偽の自白を強要した事件に関する国家賠償請求訴訟にも携わった自身の経験も踏まえると、取調べに弁護人を立ち会わせず、取調室を取調官にとっての「聖域」と捉える認識は明らかな誤りであると思料する。

現段階では捜査機関側でも立会いや準立会いの申出があった場合の対応方法が確立していないと思われるので、なるべく早期に多くの弁護士が立会いや準立会いの実績を積み重ねることが有意義であると感じた。



大阪弁護士会館前垂幕

垂幕には「取調べに弁護人立会いを！ 立会いなくして取調べなし 大阪弁護士会」と記載されている。大阪弁護士会の取調べの可視化・弁護人立会大阪本部が設置した。

垂幕は3面に設置することができる構造になっているが、他の面には異なる内容が記載されている。